

自衛隊体育学校における教育訓練に関する訓令を次のように定める。

昭和37年2月20日

防衛庁長官 藤枝 泉介

自衛隊体育学校における教育訓練に関する訓令

改正 昭和40年3月26日庁訓第17号
昭和42年9月14日庁訓第22号
昭和44年5月19日庁訓第26号
昭和49年3月29日庁訓第8号
昭和49年12月7日庁訓第42号
昭和54年3月28日庁訓第8号
平成2年3月27日庁訓第7号
平成19年1月5日庁訓第1号
平成29年3月13日省訓第6号

(目的)

第1条 この訓令は、自衛隊体育学校（以下「学校」という。）における教育訓練（以下「学校教育」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(学校教育の目的)

第2条 学校教育は、学校に入校を命ぜられた隊員（以下「学生」という。）に対し、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関（以下「部隊等」という。）における体育指導に必要な知識及び技能を修得させることを目的とする。

(陸上幕僚長の職責)

第3条 陸上幕僚長は、学校教育に関する防衛大臣の基本方針に基き、学校教育実施計画等必要な事項を自衛隊体育学校長（以下「校長」という。）に指示し、その実施を監督する。

(校長の職責)

第4条 校長は、陸上幕僚長の指示に基づき、学校教育を実施するものとする。

(課程の設置)

第5条 学校に、一般体育課程及び特別体育課程を置く。

(一般体育課程)

第6条 一般体育課程においては、学生に対して部隊等における体育指導に必要な基本的な知識及び技能を修得させる。

2 一般体育課程の種別及び期間は、別表第1のとおりとする。

3 一般体育課程の学生数は、毎年度、陸上幕僚長が海上幕僚長及び航空幕僚長と協議のうえ定めるものとする。

(特別体育課程)

第7条 特別体育課程においては、学生に対して部隊等における体育指導に必要な専門的な知識及び技能を修得させるほか、国際的規模で開催される運動競技会に選手を輩出することが見込め、これにより隊員の士気の高揚及び団結の強化並びに部外への広報上の効果が期待できる種別について調査研究を行うものとする。

2 特別体育課程の種別、期間及び学生数は、別表第2のとおりとする。

3 陸上幕僚長は、別表第2に掲げる種別の特別体育課程のほか、防衛大臣の承認を得て、第1項の調査研究を必要とする種別の特別体育課程を設置することができる。

4 前項の規定により陸上幕僚長が設置する特別体育課程の学生数は、別に定める。

5 陸上幕僚長は、教育訓練上必要があると認めるときは、あらかじめ防衛大臣の承認を得て、特別体育課程の一部を陸上自衛隊の部隊若しくは機関において実施させ、又は海上自衛隊若しくは航空自衛隊の部隊若しくは機関に委託することができる。

(課目)

第8条 前2条に規定する課程の課目は、陸上幕僚長が海上幕僚長及び航空幕僚長と協議して定める。

(学生の資格)

第9条 一般体育課程の学生の資格は、陸上幕僚長が海上幕僚長及び航空幕僚長と協議のうえ定めるものとする。

2 特別体育課程に入校することができる者は、別表第2に掲げる種別又は第7条

第3項の規定により設置された種別のいずれかについて、特に優れているものでなければならない。

(学生の選考)

第10条 一般体育課程の学生の選考は、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長（以下「各幕僚長」という。）の定めるところによる。

2 特別体育課程の学生の選考は、前条第2項に規定する資格を有するもののうちから、防衛大臣の承認を得て、各幕僚長が行う。

(集合教育)

第11条 陸上幕僚長は、特に必要があるとみとめるときは、学校において体育訓練の種目等に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第82号）の別表に規定する体育訓練種目について、臨時に、体育訓練に関する知識及び技能を修得させるための集合教育（以下「集合教育」という。）を実施することができる。

2 陸上幕僚長は、年度ごとに実施する集合教育の種別及び被教育人員について海上幕僚長及び航空幕僚長と協議しなければならない。

(結果報告)

第12条 陸上幕僚長は、年度ごとに学校教育の実施結果を防衛大臣に報告しなければならない。

(委任規定)

第13条 この訓令の実施に関し必要な事項は、陸上幕僚長が海上幕僚長及び航空幕僚長と協議して定める。

附 則

この訓令は、昭和37年2月20日から施行し、昭和36年8月17日から適用する。

附 則（昭和40年3月26日防衛庁訓令第17号）

この訓令は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年9月14日防衛庁訓令第22号）

この訓令は、昭和42年9月14日から施行する。

附 則（昭和44年5月19日防衛庁訓令第26号）

この訓令は、昭和44年5月19日から施行する。

附 則（昭和49年3月29日防衛庁訓令第8号）

この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年12月 7 日防衛庁訓令第42号抄）

1 この訓令は、昭和49年12月 7 日から施行する。

附 則（昭和54年 3 月28日防衛庁訓令第 8 号）

この訓令は、昭和54年 4 月 2 日から施行する。

附 則（平成 2 年 3 月27日防衛庁訓令第 7 号）

この訓令は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 1 月 5 日防衛庁訓令第 1 号抄）

1 この訓令は、平成19年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月13日防衛省訓令第 6 号）

この訓令は、平成29年 3 月13日から施行する。

別表第 1 （第 6 条関係）

一般体育課程

種別	期間
幹部体育	約 6 週
曹体育	約20週
幹部体育専修	約20週
幹部格闘	約 8 週
曹格闘	

別表第 2 （第 7 条、第 9 条関係）

特別体育課程

種別	期間	学生数
陸上		
射撃		
近代五種		
冬季近代二種		
スキー		

水泳	約47週	250人以内
ハンドボール		
柔道		
レスリング		
重量挙げ		
ボクシング		
アーチェリー		